

平成 29 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 サムスン資産運用株式会社  
 (管理会社コード 13134)  
 代表者名 代表理事社長 具 聖勳  
 問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所  
 弁護士 伊東 啓  
 (TEL. 03-6250-6200)

## KODEX ETF の投資分配金に関するお知らせ

### 1. 投資分配金の見込額のお知らせ

以下の ETF 銘柄に係る平成 29 年 10 月 25 日現在における投資分配金の見込額について、以下の通りご通知いたします。

記

#### (1) 銘柄名及び投資分配金の見込額

| 銘柄名                          | 銘柄コード | 投資分配金見込額      |
|------------------------------|-------|---------------|
| サムスン KODEX200 証券上場指数投資信託[株式] | 1313  | 1 口につき 30 ウォン |

(注) 上記の投資分配金見込額は、あくまでも平成 29 年 10 月 25 日現在における予想数値であり、下記の投資分配金確定日までの間に設定及び交換が行われる等、見込額算出の前提条件が変わる場合には、投資分配金も変動する場合がありますのでご注意ください。

韓国における支払金額 (ウォン基準) は平成 29 年 10 月 27 日の韓国取引所立会時間終了後に確定、開示する予定です。

(2) 韓国取引所における権利落日 平成 29 年 10 月 30 日

(3) 支払基準日 平成 29 年 10 月 31 日

(4) 韓国における投資分配金支払日 平成 29 年 11 月 2 日(予定)

### 2. 投資分配金の支払計画のないことのお知らせ

以下の ETF 銘柄について、平成 29 年 10 月 31 日を基準日とする投資分配金の支払計画はありません。

記

| 銘柄名                              | 銘柄コード |
|----------------------------------|-------|
| サムスンKODEXサムングループ株 証券上場指数投資信託[株式] | 1584  |

※ 上記の各 ETF 銘柄は、一般の投資信託とは異なり、会計期間終了による利益分配ではなく、1 月、4 月、7 月及び 10 月の最終営業日並びに会計期間終了日 (但し、会計期間終了日が営業日でない場合はその直前営業日) を基準日とする投資信託分配金を支払う場合があります。その目的は、投資信託財産の過度な現金保有等によるトラッキング・エラー率を最小化すること等にあります。

以上